

**令和２年度 第５回**  
**京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会**

日 時 令和３年３月２６日（金）  
午後５時～６時３０分  
場 所 消防局本部庁舎７階作戦室

**○事務局**

定刻となりましたので、ただ今から、第５回京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会を開催させていただきます。

私は、事務局の京都市行財政局税務部長の林でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、会議の成立に必要な定足数について確認いたします。本日は常任委員の市民公募委員、米島小晴委員と、特別委員の奈良県立大学地域創造学部教授、佐藤由美委員が所用のため欠席されておられます。また、佐々木栄美子委員は少し遅れるとの連絡がございました。

現時点で、常任委員８名のうち６名の委員の皆様にご出席いただいております。委員総数の過半数を超えることから、本検討委員会規則第３条第３項の規定に基づき本日の会議が有効に成立することを御報告いたします。

なお、吉村委員におかれましては、所用のため途中で退席される予定であるとお伺いしております。

次に、本日の会議は、京都市市民参加推進条例第７条に則り公開といたします。傍聴席を設けるとともに記者席も用意しておりますので、御了解いただきますよう、よろしく申し上げます。

記者をはじめ、傍聴される方へのお願いでございます。

写真、テレビカメラでの撮影につきましては、議事運営の都合上、具体的な審議に入る前までとさせていただきます。御協力をお願いいたします。撮影を控えていただく際には、改めて御案内させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクを着用するなど咳エチケット等を心がけていただくとともに、咳や発熱などの症状がある方は傍聴を御遠慮いただいておりますので、改めてお知らせいたします。

それでは、委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○委員長**

それでは、本日の議事を進めてまいります。委員の皆様方、よろしく申し上げます。

最初に、本日の議事の内容について、席上に配付させていただいている資料の次第を御覧いただきながら簡単に説明をさせていただきます。

本日の議事の内容につきましては、２の議事にありますとおり、「パブリッ

クコメントの結果を踏まえた答申案の議論」となっております。前回の検討委員会では、これまでの議論を踏まえ、空き家や別荘、セカンドハウスなどのいわゆる「非居住住宅」への法定外税の導入を提言した答申案について議論を行っていただきました。

そこで委員の皆様から頂戴した御意見を踏まえて答申案を修正し、その上で修正した答申案をもとにパブリックコメントを実施いたしました。本日はそのパブリックコメントで頂戴した御意見を踏まえて、答申の取りまとめに向けて議論を行いたいと思います。

また、資料2にも示していますが、予定では本案件に関しては本日の検討委員会が最終回となっております。本日、パブリックコメントの結果を踏まえた答申案について御議論いただき答申の内容を確定した後、4月に検討委員会から京都市に答申を提出できればと考えているところであります。

それでは、本日の議事に入ってまいります。

記者をはじめとする傍聴されている方につきましては、以後、写真、テレビカメラでの撮影をお控えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事の「パブリックコメントの結果を踏まえた答申案の議論」を進めてまいります。

パブリックコメントの結果とそれを踏まえた答申案の内容について、資料の3から資料の5-4にまとめていただきましたので、まず事務局からその説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局から資料3～資料5-4を説明)

## ○委員長

ありがとうございます。

今、事務局から説明をいただきましたように、パブリックコメントの原案になるものをこの委員会で用意していただき、それに対する市民の方々からパブリックコメントを頂戴し、さらにその中から、より答申案を補強し、よりよいものにするという観点から、2つの観点で補強をするということで用意をいただいています。

パブリックコメントの内容を御覧いただいたらお分かりのように、様々な方々が様々な観点から御意見をお寄せいただいているわけですが、実は、相当部分はパブリックコメントの際に提供したこの答申案で示したものとかなり重複しているということもありまして、せっかく貴重な意見をおっしゃっていただいているし、そこは少し明確に強調したほうがいいだろうということもあって、特に課税の際の納税義務者について、単にその形式的に住民票があるかどうかで判断するのではなく、実質を判断するのだというそういう点と、もう一つ、課税の対象として、歴史的建造物については、これは十分注意をして、基本的には課税の対象から外すとか、そういった考慮も十分必要だというそういう点の、大きな2つの修正をここで加えてはどうかというのが本日の提案です。

それで、今申し上げたように、パブリックコメントの際の原案と本日の提案というのは相当程度重なっているということもありますので、従前、私が行っていま

したように、それぞれの委員の先生方にどうですかと確認するというよりは、もう一回、改めて今事務局から提案した2つの修正に加えて、あるいは修正のものに関して、委員の先生方で何か御意見がございましたらお聞きしたいということで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

細部の細かな表現等に関しては、さらにもう一度精査もし、あるいは事務局と私とで、内容を変えることはありませんけれども、よりよいものにするということで進めさせてもらえればと思っております。

それでは、基本的には今言ったように、2つの点について追加的に補強をしたものでよいということよろしいでしょうか。どうぞ。

#### ○委員

すみません。今さらですけれども、「専ら居住の用に供する者のない住宅」の判断を住民票の有無にかかわらず実態で行うというのは、どうやって調べることになるのでしょうか。

#### ○委員長

ありがとうございます。念のために、事務局からその点に関する説明をお願いします。

#### ○事務局

住民票があるか、ないか。これは私ども行政にとっては基本になります。先ほど、説明の中で少し申し上げたのですが、考え方につきましては個人住民税の住所と軌を一にするという考えでございます。

実際、個人住民税におきましても、例えば確定申告でありますとか給与支払報告書等の課税の原資料が私どもにまいります。それが住民票があるかといいますと、住民票がない方についても実際そこに住居があれば個人住民税を課税するというをやっております。それと同一に考えておくということでございますが、もう少し申し上げますと、住民票がないが課税をした場合は、住民票がある市町村に通知するということになっております。そういうことで、住民票以外に課税をすることによる、例えば二重課税であったりを防ぎながら住所の確かさを双方に担保していく、このような仕組みがございますので、その考え方と合わせて、今回の住所についても、住民票のあるなしだけでなく、居住の実態をもって判断をしていく、このように考えている次第でございます。

#### ○委員長

よろしいでしょうか。

#### ○委員

はい。

#### ○委員長

要するに、実質に即してということと、既に行政としても実質に即して住民税との課税関係は処理をしているし、そういう能力も十分あると、そういった状況を披露していただいたということになるかと思えます。

あと、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に大筋といいますか、こ

の答申で書いていることに関しては今の2点の修正を含めて、あるいは、それ以外にもこれだけは何とか修正する必要があるといったような、それほどの強い御意見は今のところはないということによろしいでしょうか。

では、基本的にこの答申の基本形というのは今の2つの点の修正を含めて進めさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。その上で、今、少し申し上げましたが、小さな語句の修正があるかもしれませんので、その辺りは事務局と私にお任せいただけるとありがたいということで、その点も併せて了解を頂戴してよろしいでしょうか。

では、そういうことで処理をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、実は本日の基本的な議事は以上になってくるわけですが、しかし、本日が第5回ということで、しかも、私はやはりこの委員会というのは本当に今までどの市や県でもあまり議論をしたことがないような重要な事柄をずっと議論してきた。もちろん、それぞれの委員の先生方から見える風景や立っている状況というのは、それなりに違ってはいるものの、その中で、京都市のよりよいまちづくりという観点からの税負担というのはどうあるべきかという議論をしていただいたということもありまして、委員会としても本日が最後になりますので、それぞれの委員の先生方から、この委員会でのこれまでの議論を踏まえての感想でも結構ですし、さらにこういった課題があるのではないかとか、あるいは、さらにこういう点ももう少し検討してはどうかとか、そういったものを最後に頂戴できればと思っております。

最初に、委員から御発言をお願いします。

#### ○委員

それでは、御指名いただきましたので発言します。

まず、私自身がこういう検討会に参加するのが初めてでしたので、分からないこともある中でいろいろ勉強をしながら進めていただけて非常にありがたかったと思っております。最終的にこういった形で、答申案が、非常に短い期間ではあったと思うのですが、まとまったということも皆様のお力だと思っております。

1点だけ気になるのは、このパブリックコメントを出されて上位15件を集計されている中で、33件が賛成で、反対が小分けになっているのですけれども、この15件の中でも、意見をまとめると36件ぐらいが反対とおっしゃっています。その意見を、今後課税をしていく中で、他の方法でも、きちんと活かしていけるのかどうかというのは非常に重要ではないのかと私個人は思いました。

以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。いろいろな委員の感想等を踏まえた上で、事務局から最終的に考えを示していただけるものは示していただくということで進めさせていただきたいと思っております。どうぞ、御自由にそれぞれの委員の方から御発

言を頂戴したいと思っております。

では、続きまして、お願いいたします。

## ○委員

すみません。仕事柄、セカンドハウスをたくさん売っているんですね、実は。ですから、セカンドハウスで課税をするということに対して、セカンドハウスを買う人が、逆に言ったら課税するかどうかは別にして、課税されても私はセカンドハウスをどんどん買ってほしいと思っています。

一つだけ、私はこの答申の中で、少数派、例えば1件しかないのですけれども、課税しても住宅供給や居住の促進とは思わないという人があるんですけど、私もそう思っています。なぜかといいますと、どんどん空き家の数が増えていくので、こんなことをしなくても空き家は増えるのです。まして、団塊の世代の人達がここ10年でもう80を超えてしまいます。私もそれに近い年齢なのですが、どうせ死んでいくわけですので、その死んでいく人間がどんどん増えたら家は空き家が増えてくるわけです。ですから、課税をするから促進がされるとは思いません。

方式がいろいろあり、課税に対して、どれにするか決まっていないということもあります。私は、実は宿泊税のときにもお話をしたのですけれども、他府県は、高額物件だけに宿泊税をとるという考えですけれども、京都市の宿泊税の考え方は、広く浅く、全方位に対して取るという考え方です。私は、京都市のトイレに行くたびに宿泊税でトイレが設置されましたと書いてある、宿泊税を徴収した関係でこのトイレがきれいになったということがものすごく分かりやすく、広く浅く取って良かったと思っています。

何かそういった、どちらかという住宅促進ができるようなことに本当にこの課税ができるかというところを考えて課税してもらうのがうれしいと、正直思っています。

それと、分譲マンションの高額物件で一般の方が買えなくて転出するということについては、私はこの課税によってそれが解消できるとは思いません。景観条例によって高さを抑えられて、高層の分譲住宅はできないというところも結構大きな影響です。このコメントの中で、私、1件だけしか入っていない人の話が結構うなずけるのです。基本的には、子育てのためのとか、若い人が住むための施策の中でそれを進めていくことがよくて、税を取ることがそれに直結しないようなイメージがあります。

ですから、セカンドハウス税、初めての試みでやっつけられるのですが、計算の仕方によって数万円から数十万という大きな差が出ています。できればあまり大きな高額の税をかけないでほしいと思います。

ただ、2億ぐらいの経費がかかるという費用対効果を考えたら、薄くすれば収入が少なくなっていくと思いますから、その辺りのところは考えていただいたらどうかと思います。なかなか難しい問題だと思いつつ、ずっとお話を聞かせていただいています。

以上です。

## ○委員長

ありがとうございます。

では、続きまして、お願いいたします。

## ○委員

私は、今回パブリックコメントについて協会の中でも説明をさせていただきましたし、身近な方にも質問を受けたりということもありまして、端的に言われてしまったこととしては、なかなか仕組みや目的が分かりにくいところがあるので、公平感や市民の方の納得感というものをしっかり説明していくことが重要かと再認識いたしました。

その中で、前回も申し上げたのですが、ただ今委員からもありましたけれども、今回は法定外税の普通税ということですので、何の目的で使うのか、漠然とした持続可能なまちづくりということに使うということなのですが、やはり、一般の方には具体的にこういったことに使うのだということをお伝えしていかないと分かりにくいのではないかと考えております。

それから、今後出てくる問題としましては、売りたいくても売れない、貸したくても貸せない物件について、いざどうするのかという部分の問題、それから、身近にあるのがやはり高齢者の問題もありますので、入院とか施設に入っているはずなのに帰る予定があるというような家の場合どうするのかということ、それから、転勤等でパブコメにもありましたけれども、転勤等で市外に出られましたけれどもいずれ戻りたいという方、こういった方についての課税免除ができるのかどうか、そういう申請や上申を受け付けるのかどうかということも大事ではないかと考えております。

あとは、パブコメにもありましたけれども、各所有者の事情が様々に異なりますので、どうやって事情の詳細を確認していくのかという部分も、コストとの兼ね合いがありますのでなかなか難しいのではないかとお思います。

以上でございます。

## ○委員長

ありがとうございます。

続きまして、お願いします。

## ○委員

冒頭質問したらよかったのですが、歴史的建物というところが大枠で話に出たのですが、これは京町家という町家として出ているのですが、京町家以外の想定はございましたか。

## ○委員長

その点に関して、事務局からお願いいたします。

## ○事務局

京町家につきまして、今回答申案の中にも入れさせていただきましたが、京町家総体、全てということになるとかなり件数があるという中で一定の線引きは必要であろうということで、重要京町家、これは指定をされていますし、また、その町家自身の取り壊し等に制限があるというようなことがあるというこ

とで答申の中で整理をさせていただいているところです。

御指摘の歴史的建造物等につきましても、同じように一定の制約がある、例えば、現状を変更するときには許可が必要であったり、届け出が必要であったりということがございます。ただ、例えば文化的にどうか、景観上どうかという観点からそういうものが定められているということでもありますので、先ほど申しましたように、守るべき建物であるということと、一定制限がかかっているという観点から、重要京町家と同じように考えていく必要があるのではないかと考えております。

その点、今回御提案、整理をさせていただいたということでございます。

#### ○委員

参考までに、その重要京町家というものが一番多いと思うのですが、どれぐらいの数を今認定されているのでしょうか。

#### ○事務局

個別指定をしております重要京町家につきましては、令和2年11月現在で958件と聞いてございます。

#### ○委員

ありがとうございました。もちろん、除外していくとか、あと生活の本拠というところの確認が非常に難しく、逃げ道もたくさん出てくるだろうというところが危惧されます。

その辺り、やはり不公平がないように線が引けたらよいということと、皆様から出ているように、集めたお金の使い道、こういうところに使っていくところも併せてPRしていくことが重要だろうと考えております。

私からはそれくらいです。ありがとうございました。

#### ○委員長

ありがとうございました。

続きまして、お願いいたします。

#### ○委員

初めにお話をいただいたときに、富裕層のセカンドハウスというのが結構前面に出ていたので、このような形にまとまったのが奇跡的であると思えます。

細かい制度設計はこれからですけれども、ある程度の方針が出たというのは非常によいことだと思っております。

パブリックコメントも読ませていただきましたが、やはり子育て世代の方からすれば、他の制度とどのようにリンクしてくるのかということに記載されている方が多かったので、空き家対策も大事なのですけれども、実際に若い方の就業の場とか、お子様をどこで育てるか、高齢者の親をどうするかというのが総合的にシステム化されていかないと難しいと思いながら聞いておりました。

併せて、山科のように売りたいんだけど売れないという意見もパブコメに何件か出てきていて、やはり厳しいエリアもあるのだということで、これは制度設計になると思うのですが、そういった立地の不具合な場所とか、本当に

住んでほしい場所とそうでない場所，それらをどうやってシステムの中に組み込んでいくのかというのは，これから実務をやられる方は大変だと思いながらお話を聞いておりました。

以上になります。ありがとうございます。

#### ○委員長

ありがとうございます。

続きまして、お願いいたします。

#### ○委員

ようやく，ここまでたどり着いたかなというところです。当初とは議論の幅が広がったということが言えると思いますけど，本当にまとまってよかったですし，委員長をはじめ御苦労さまでした。

パブリックコメントを読んでおまして，幾つか感じたことがありました。一つは，答申案そのものには関係ないのですが，それは，課税する前に歳出削減なり，無駄を省くとかきちんとすべきという大きな意味での批判というか疑問みたいなものがやはりあったということ。

それと，技術的なところで言うと，二重課税になるのではないかと，既に不動産，固定資産税を払っているというような根源的なこと，それと，コロナのこの時期にやるのかというものがありません。この辺りは，実際に制度化される時に注意してやっていただきたいと思います。

それと，この税そのものにも幾つか課題があるかなと思います。委員の方から御指摘があったように，この新税によって達成しようとする政策目的，要するに，人を戻してこようというようなこと，住宅供給の促進には，例えば，空き家を売れるような支援の仕組みといった総合的な政策がないとこの政策目的を達成できないので，これだけに終わらずやっていく必要があるということ。それと，新しい時代の流れとして，コロナでもそうですけれども，複数の拠点で生活される方が増えてきています。このパブコメの中にもありましたけれども，その辺りを国の方でどのように位置付けるかということも注意されるべきであると思います。

あとは費用対効果です。3億で仕入れたのに5億使っていたら何もならないので，そこはしっかりと行ってほしいと思います。

それと，非常にテクニカルなところで言うと，パブコメの中で，様々な事情があるのだと皆様書いておられます。この実家が何だとか，これは仏壇があるから売れないのだとか，そういったものもあるわけなのですが，そういうことを書かれている方は本当に一般庶民の方だと思うのです。その方と，南禅寺や嵐山に大きな別荘を持たれている方とは違うので，非常にテクニカルな言い方ですけれども，課税の段階をどう設定するかによってこの新税のイメージがガラッと変わってしまうので，立地も含めて，その点も配慮されたらということを感じた次第です。

いずれにしましても，御苦労様でした。



## ○委員長

ありがとうございます。

続きまして、お願いいたします。

## ○委員

私も参加させていただいて、最後まで難しいなと思った点をもう一度申し上げることとさせていただきます。それは、パブコメを見ても、皆様全員おっしゃっていますけど、率直に言って反対が多いと。したがって、答申を出す我々としては、改めて説明責任があると強く感じた次第です。

そこで、最後に申し上げたいことは、答申案の軸を修正する必要は全くなく、もう大変立派な答申案をつくっていただいで、これで異議はないのですけれども、その答申案の今後の運用の仕方という面でも、最後に申し上げたいことは、自分の頭の中ではこのように整理しています。この税は一体何のために作るのかということ。それは、皆様方が口々におっしゃって、その効果のあるなしは議論の余地はあるかもしれませんが、基本的に政策目的として住んでいない住宅が少しでも減るようにと、そして、より豊かなまちになるようということが目적입니다と、住んでいない人のところに維持コストを少し増やせば、マクロで見れば少しでも人は戻ってくるだろうという判断、これは極めて合理的だと私は思っています、実際にどのくらいの効果があるかとか、そうしたことは専門家でないので分かりませんが、どう考えても維持コストを増やしたら、そんなに言うなら、じゃあ、住む、あるいは手放すという効果はやはりあると考えるべきであろうと思います。

そういう意味で、理由の1の政策目的に合致している税なのだと、それは分かりました。けれども、払う側から言うと、払わされる側、他府県の方が持っておられたら、京都市は住んでほしいというのは分かるけれども、なぜ私が払わないといけないのかという、ここを我々としては説明できないといけないわけで、その説明をどうやって我々はしているかという、それが理由2なのです。つまり、行政コストというものは、住んでおられようと、住んでおられまいとかかります、下水道だって、道路だって、消防だって、治安だってみんな、かかるんですと。それを、住んでいる人は市民税の形で払っているのに、あなたは払っていないでしょう、だから、不公平です、そこを解消するためということが理由2と明記されています。だから、我々としては、公平という面では、住んでいる人と住んでいない人で、住んでなかったら、その分得しているじゃないですかと、だから、その部分は返してくださいという建付け、これが理由2です。

私は、またそれを言うのかと思われるかもしれませんが、算出方法で私、一覧表を見せられて【案1】～【案3】までどれがベストかということについて自信を持って言うわけではないのですが、繰り返し申し上げたいことは、今言った理由1は、【案1】も【案3】も全部ともかく住んでいないところに課税するのですから政策目的に合致しているという意味では【案1】であろうと、【案2】であろうと、【案3】であろうと全部当てはまります。それは課税す

るので、当たり前の話です。

問題は、理由2に合致していますかということです。つまり、家があって住んでいる人は市民税を払っているけど、住んでない人は払ってない。道路も、消防もというここに合致していますかという観点から言うと、残念ながら【案1】も【案2】もそこに準拠しているとは私には思えないのです。【案3】がよいと言っているのではなく、【案1】、【案2】はその面から言うと理由の2には当たっていないということです。いや、理由は2つあって一方に当たっていればいいではないですか、違います。この理由1、理由2は、理由1又はではなくてかつなんです。理由1かつ理由2、両方を満たしてないと説得性というか、公平性には当たらないのではないかと思います。

したがって、私は今【案1】から【案3】まで示されたら、他に知恵がないのなら、【案3】しか仕方がないと言わざるを得ないのです。それはなぜかという、理由1さえ合致していれば理由2に合致していなくてもいいですという理由ではありませんということです。最後にそこは改めて強調しておきたいと思います。

だから、この答申案を書き直せという意味ではないんです。まさにこの答申案で作っていただいているとおりのので、これを今後事務局で制度案を創っていただくときに、私が申し上げたこと、理由1と理由2を明記しているのならよいと思います。そして、これはどう考えても、誰が読んでも、理由1はもちろんのこと、理由2にも合致してない制度設計というのは多分許されないと思います。これだけ反対意見が多いのですから、私は委員としてはその点がどうしても気になりますので、従来の主張の繰り返しになって申し訳ないのですが、改めて申し上げたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○委員長

ありがとうございました。

では、続きまして、お願いいたします。

#### ○委員

私は前回から委員にさせていただいて、これもようやくこういう形で落ち着いたなと思っています。

前回は、宿泊税ということで京都に来られる方からいただくということでしたが、今回は市民の方に払っていただく税になったということは、何となく私は心苦しい思いが少し残っています。

もともとは富裕層の方がセカンドハウスを買ってホテル代わりに使っていて、宿泊税も払っていないと、いろいろな行政サービスを受けているというその不公平性を何とかできないかといったことであるとか、以前は駐車場税を検討しており、それも他府県から来る方は徴収したいけれども、市民の暮らしにも影響してくるということで断念しました。

今、コロナの関係で観光客は激減していますけれども、京都の産業は観光ということにはすごく大きな影響を受ける、頼らざるを得ない大きな産業だと思

います。ただ市民が生き活きと暮らしていないと観光も成り立たないし、市民が自分達のまちづくりをしながら暮らしていけるということに税が使われる、そういう観点で税を徴収できるようなことを今後とも考えていってほしいという気がしています。

税のことはよく分からないのですが、法人税とか、事業所の大きいところについてしまうと、その市にあっても違うところに払うとか。やはりそこで使ってその利便性を享受しているというので、その行政に税を払っていただけるような仕組みであるとか、そういった周辺から市民の生活を支えられるような税金がもう少しできたらいいと思いました。少しパブコメとは外れますけれど、そういった感想を持ちました。

### ○委員長

ありがとうございます。

続きまして、お願いいたします。

### ○委員

パブコメを拝見していて、一番衝撃を受けたのが、2ページにまとめてくださっている主な御意見というところの「市民に課税すべきではない。」という視点が、私は大分考えが浅はかだったと思い、自分自身で反省したところです。

市民の流入、流出という話が一番初めの会議の際などに表を見せていただいて、これほど京都市の外に流出していたんだというようなことを見ていて、だから市民税が集まらないんだというようなことを、勝手に納得はしていたんですが、市民でも持っている人はいるという観点が抜け落ちていたと思いました。その他の御意見は、想定していた反応かというところですし、私たちも気にしていたことなのかなと思っています。

仕事として税理士をしているとやはり相続のことにお話の相談を受けたり、実際目の当たりにしたりとかいうことがあります。まちなかではなく、委員がおっしゃっていたように、遠いところの家を実家に持っており、当然もう帰るという気もなく、どうしようもないというふうな方がすごく多く、では、市町村に寄附できるかという、逆に市町村から要りませんと断られてしまいます。ただ、相続税としては亡くなった時点でその亡くなった方がお持ちだったもので財産目録にも並べますし、税の計算の際にも足すことがあります。その後、売りもできないしどうしたらいいのかと言われて、私もどうお手伝いをしてよいものやらと、なかなか私の仕事ではお手伝いできないことがあります。

山科の方の話も出ていましたが、例えば、市町村でそういう情報を集約して、一旦預かってあげてはどうかと思います。もちろん個別にたくさんの方が情報をお持ちだとは思いますが、京都市としてどうにかしてあげたいとかというところを、情報を集約し、そういうところでも欲しい方はいらっしゃると思うので、そこを助けてあげられないかということは、仕事をしていて強く思うことですし、今回の話でも、相続したけれどどうにもできないというところの一助になるかと思っています。

あとは、これを時限立法にするのか、恒久法にするのかというところは、あ

る程度お示ししないと市民の方が不安に思うかということは少し思いました。  
以上です。

### ○委員長

ありがとうございます。  
続きまして、お願いいたします。

### ○委員

皆様，ありがとうございます。

まず，パブコメをしていただきましたのでパブコメの感想から述べさせていただきます。

やはり税というのは，本来市民の皆様からすると非常に敏感に反応するようなテーマである一方で，非常に専門性の高い分野でもあるということから，この種のパブコメにどれぐらいの人たちがどういう反応をするのかなということについては非常に注目をしていました。

どれくらい集まれば多いといい，どれくらい集まれば少ないということのかというものはなかなか一概には言えないと思うのですが，私がイメージしていたよりも意見はたくさんお寄せいただいたのかなという，そういう印象を持ちました。

そのことは，税ということもあろうかとは思いますが，京都市が抱えている様々な課題に対して一定の方々に関心を示していただいたということ自体にまず一定の意味があるんじゃないかと思えます。やはり，無関心であるということが一番よくないと私は思いますので，あくまで今回は税という切り口ではありましたが，やはり京都市の将来ということを考えてときに，そのように反応していただける市民の方がいらっしゃるというのは，非常にありがたいことではなかったかと思えます。

とりわけ，データを見させていただきますと，一般論としては，パブコメというのはどちらかというと世代が偏る傾向にあるように思います。つまり，年配の方々反応しておられることが多いのですが，今回は30代，40代という世代の方々が結構反応していただいているということも，最終的にどういう形になるかはともかくとして，今回のこの議論が一定の意義があったということの一つの証ではないかということも思いながらパブコメの結果を見ておりました。

また，意見が事務局の方でかなりしっかりとカテゴライズされていると聞きますか，何とかカテゴライズしたというほうがいいかもしれないですが，非常に多岐にわたるといいますか，多様な意見が集まっているというのも特徴ではないかと思えます。

カテゴリーには分けていただいているのですが，一つ一つ，1件1件という意見がすごく多いのは，それだけ多様な意見が集まっているということだと思います。

先ほど，委員長から今回の答申をまとめるに当たって追記できそうなことは2点ぐらいだろうということをおっしゃっていただいたのは，それだけ今回短

期間で集中的に我々も議論させていただいたのですが、そこである程度重要な論点について議論をしてきたということでもあるのかと思います。だから、このパブコメで出てきた様々な意見もあえて追記できると、追記すべきことというのはそんなに多くはなかったと、重複した意見が多かったということになっているのかと思いつながりながら見ておりました。

今の意見はパブコメに対する私の感想なのですが、今回のこの委員会は、私は本当に皆様の御協力もあって非常に重要な議論を重ねられた、そういう意義のある委員会だったのではないかと思います。

とりわけ、税制というものについて、一般論としては、ちょうど京都市が財政危機に直面しているということもあって、要するに財政が厳しいので新しい税を創って負担を求めるといような短絡的な議論にイメージされがちなのですが、実は、ここで議論したかったことは、もっと広いこと、つまり、京都市の将来をどう考えるか、京都市の持続可能性をどう考えるかといったときに、税制という観点に立ったときに何ができるのだろうかということを正面から議論したということだと思ふのです。

その税の効果について、委員からもあまり効果はないのではないかというお話もあったと思うのですが、この税の効果というのは、やはりどれだけ税負担を求めるといふ大きさに依存するところがあると思います。私自身もこの税単独の効果というのは限定的だろうというふうには思います。論理的には間違いなく委員がおっしゃってましたけれども、何らかのインセンティブがかかることは間違いなくない。ただ、その効果の程度ということに関しまして言うと、やはり税負担の大きさに依存するということになると思います。

ですので、言いたいことは、このパブリックコメントの中でもたくさん意見がありましたし、この委員会の中でも議論があったと思うのですが、やはりこの税を使って何とか住んでない人たちの家を早く住んでもらえるようにという政策目的を達成するためには、複数の政策を組み合わせるということが必要であるということなのです。

税単独の効果というのはそういった意味で限界があるだろうと思います。限界があるという意味は、大きな負担を求めるといふことにも限界があるし、それをやろうとすると当然反対はより強くなりますし、やはり既存のいろいろな仕組みあるいは他の仕組みでもよいですが、それをうまく組み合わせながらこの税を使いながらやろうとしていることを何とか達成しようとしていくことが大事なのではないかと思います。

いずれにしても、本当にこの税が導入されることによって、少なくとも自分が住んでないけれどもこの家をどうしようかと考えるきっかけにはなるだろうと思います。本当に、ここでは本質的な、あるいは理論的な議論もたくさんさせていただいて、私自身も勉強になったのですが、おそらく、こういった議論は他都市では全くしていないのではないかと思います。

ただ、この空き家をめぐる問題というのは全国的にある問題であって、その程度の差はあっても同じような課題を抱えている自治体はたくさんあると思ふ

ます。ですので、ここで我々が議論をしてきたことは、きっと他の自治体、都市でも、そういった切り口で問題の解決を図ろうというようなやり方もあるんだというようなことを考えていただけるきっかけにもなるかもしれないですし、その発信源として京都市がこのような形で取り組むということの意義も非常に大きいのかと思いつつながら皆様の御意見をお聞きしていた次第です。

私のコメントは以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。

では、続きまして、お願いいたします。

#### ○委員

皆様、議論お疲れさまでした。大変ありがとうございました。何名かの委員の方がおっしゃってましたように、実は今回の税のテーマ設定というのは大変難しい問題で、負担という観点からも幾つも考えなくてはいけない点があって、要は、そういった中からいかにバランスをとるかといった非常に難しい議論が求められた委員会ではないかと思えます。

それから、パブリックコメントについて、もう多くの方がおっしゃいましたけれども、このように市民の方から高い関心を示していただいたということは委員会としても大変ありがたいですし、また、この税の理解を市民の方に広げていく機会としても大変よい機会になったのではないかと思います。

それで、議論の中で申し上げたら良かったのかもしれませんが、本日用意していただきました資料4ですね、パブリックコメント等を答申案に反映させたのは最終的に2件だったんですけれども、そのほかにも、検討委員会からの考え方として、要はパブリックコメントのクエスチョンに対してアンサーをまとめております。これについても、何らかの形で公表されることを考えておられるのだらうと思えますけれども、それは、パブリックコメントで意見を寄せていただきました市民の方にとっても、それから、それ以外の方がこの税を理解していただくという意味でも大変有効なんじゃないかなと思えます。ぜひ、何らかの形でこんな詳細なものでなくても結構かとは思いますので、示していただいたらというふうに思うことです。

それから、この税に関する私の感想めいたことを3点ほど言わせていただきたいのですが、委員がおっしゃってましたように、今後日本の高齢化の状況の中で、それから空き家の活用状況の中で、セカンドハウス的な所有というのは市場の中では傾向的に増加していくものだと思います。そのようなことに対して、この税は同時に、2つ以上の家を持っていらっしゃる方に何らかの意味で適切な負担をお願いするといったようなことに対して先例をつける税でもあるのだと思えます。

そのような点も、今後税を導入されてからどういった効果が出るのかということと同時に、今後の市場の中でのセカンドハウスといいますか、2地点での居住の形態、それから、もう一つは関係人口を増やしていく、そういったような観点からも様々な観点でこれから見守っていく必要があるのだらうと思いま

す。

それから、2点目は、委員がこの議論の当初からおっしゃっていたことですが、税を求めるのであればしっかりと理由を示せと、その理由との関係で税を設計すべきだということでございます。特に、二次的な住宅を所有するということに対して、行政経費もかかるならばその行政経費を求めるという観点を忘れることなく制度設計を進めていただきたいと思います。

例えば、そのような経費というのは住宅の面積とか土地の面積、そういったようなことに関連して大きくなっていくのか、それから、もちろん立地条件でどういうところにあるから、立地がよいところにあるから経費が高くなっていくのかとか、そういった観点をぜひ考えながら制度設計を進めていただきたいと思います。

それから3点目は、委員がおっしゃって、その他の委員の方もおっしゃっていただいておりますけれども、要は、税を取ってその税がやはり理解されると言いましょうか、この税があつてよかつたなどと思われるのはその税の税収を使った政策がどのようになるかということであると思います。

その観点からは、京都市は空き家の活用という政策にも早くから取り組んでおられて、今、市場の動向ということもあつてですけれども、一定の成果を出されていることと思います。今後、空き家の活用政策についてもさらに次のテーマ性をもって取り組まれることと思いますけれども、この税の税収を一部なのか、全部なのかは別として、そのような政策にも使われて、そのような政策との連動によって、よりこの税の企図する効果が発揮できるように引き続き他の政策との連携も考えながら進めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

## ○委員長

ありがとうございます。

最後に私から。それぞれの委員の先生方が異口同音におっしゃっていることとあまり変わりはありませんので、ごく簡単に申し上げます。

私、委員長を拝命してずっと進行を担当させていただきました。本当に委員の先生方が積極的に、あるいは意欲的に、あるいは率直に様々な思いをお示しいただいて、そのことによってこの議論が深まっていったと思います。

そういった意味で、本当にもうただただ感謝だという、それに尽きるわけですが、それに少し加えて、ごく簡単に委員の先生方がおっしゃっていたことと重複しますが、幾つか申し上げたいと思います。

一つは、やはりこの委員会の初めの一步と出口が相当変わったという、私もいろいろな委員会に出させてもらった経験があるんですが、やっぱりそうかこうといったこともあるのだということを、当面している課題や現状をどう見るかによって変わっていくと、あるいは、当初市長がセカンドハウス云々とおっしゃっていた、そのことの意味を今の京都市の現状と、そしてどのように京都市を創っていくかという観点から、この意味をもう少し考え得るのだという、そういった形での委員の積極的な議論の方向性とか、あるいはそういう経験をし

たということは、私は十分意味のあることではないかと思っています。

そういった意味で、しかもそういったことも十分あり得るといふ京都市の広い心といいますか、大きな対応をしていただいたということも、これも非常にありがたいと思っています。

当初は委員の先生方がおっしゃっていたように、別荘税、いわば富裕者に対する税金だと、払えるのだから払ってもらえばよいのではないかというような発想があったのか、やはりそれは京都市のまちづくりのために必要なのかということで、いわば空き家利活用促進税といったような、そのような格好で負担を求めるとする、そういった方向に向かうべきではないかという、こういうような形で進んだということは、一つの大きな特徴であると思います。これが1点目です。

2つ目は、これも委員の先生方がおっしゃっているように、やはり税というのは税だけで何らかの効果が直ちに出るかといったら、それはそうではなく、やはり様々な施策を通して京都市をどのように創っていったらいいのか、どのように住みやすく、あるいは仕事がしやすいまちを創るかという様々な施策と結びつかないと、やはりこの税制というのは仮に導入しても単なる負担感のみが強くなりかねないので、そこは、十分に注意をする必要があるのではないかというのが2つ目です。

3つ目は、パブリックコメントの中にもありましたように、あるいは人のいろんな事情がありまして、例えば、本当に文字どおり別荘として持っている人と、生活の観点から様々な事情でやむを得ず何とか管理して持たないといけないという、そういった色々な人がいるということもあって、そこは、税というものは公平という観点もあって大味になってしまいます、どうしても。私はよく講義で言ってますけれど、ハエをミサイルで打つような、そういった大味なところがあって、それはそれで公平という点ではいいのかもしれないのですが、やはり、それぞれの状況を可能な限り考慮できるような仕組みを最大限作った方がよいし、税というのはやはり制裁ではないし、単なる追い出し税という、そういうものであってはならないだろうと思います。そういうことで、税というものは、本当に今生きている人がみんな支え合っている社会を創っていかうということが本来の役割なので、そういう点で、制度設計をしていく上では十分な配慮、注意が必要であると私は感じているということをお願いしたいと思います。

冒頭で申し上げましたが、本当に私は委員の先生方にはただただ感謝という、そういう思いのほうがかむしろ強いということを再度申し上げたいと思っています。

あと、特に委員の先生でもう少し何か言いたいということはいかがでしょうか。

## ○委員

委員が質問されていた点なのですが、例えば、長期で入院しておられて空き家になっている場合、この税は課せられるのかということなんですけれども、



その点についてはどうなのでしょう。

これは、多分住民票をどこに置いておられるかということとの関係ではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

**○委員長**

どうぞ。

**○事務局**

今後の制度設計如何になるのではないかと考えてございます。

今、まさに委員がおっしゃっていただいたように、税として居住をどう考えるかということかと思えます。それが一時なのか、住所が移ったのか、生活の本拠が移ったのか。こういった中でその期間がどうであるかということも含めて、もちろん税でございますので何らかのルール化をしまっているということになると考えているところでございます。

**○委員長**

ありがとうございます。最後といいますか、特に今言いましたように、実はこの委員会の最初の入り口、初めの一步から最後の出口まで非常に難しい議論を支えていただいたのは、これはもうひとえに事務局のお力添えだと私は思っています。そういう意味では、林部長をはじめ多くの事務局の方に本当に改めて御礼を申し上げたいと私は思っている次第です。

本日の様々な委員の先生方の感想やコメントをお聞きした上で、今の段階で事務局の方から何かもし申し上げるべきことがあれば、少しお話をお願いしたいと思えます。

**○事務局**

現時点でということで、まずは、様々な御議論をいただきまして、答申案について御意見をいただき、パブリックコメントを踏まえてまた様々な御意見を頂戴し、ありがとうございます。私ども、これを踏まえまして答申につなげ、その上で、まさに制度設計という段になってまいります。

もちろん、答申案が答申になり、それを踏まえた形で制度設計を進めていくということですが。本日頂戴をいたしました答申案の行間に関わるような御指摘につきましても、しっかりと踏まえて設計をしていくということになろうと思っております。

まさに様々な御意見を頂戴したのですが、今回その他としておまとめをいただきました点はかなり多く重複していたのではないかなと考えてございます。

まず、市民の皆様方へ御説明をしていく、これはもちろん当然でございます。導入までのプロセスの各段階において、市民、納税者及び関係者に丁寧に説明をし、その理解を得ながらしっかりと進めていくべき、まさに、この点について多くの委員の皆様方から、表現は違えどもそのことについて御指摘を頂戴したと考えているところでございます。

委員長におっしゃっていただきましたように、これは税として組み立てていくということになります。負担感の部分につきまして委員からも御指摘を頂戴したわけではございますが、もちろん基本、課税標準を同じくするようなもの

があれば、過重であるかどうかということが総務大臣の同意要件になっていくというところがございますので、まさに、この過重であるかどうかということについてしっかり今後私どもでよく練り、よく検討し、その制度設計を進めていくということになります。

他方、課税免除の点につきましても、様々な御指摘をいただいたのかと考えてございます。もちろん人それぞれこの課税の対象となるに至る経過というものがあり、その上で、今どういった状況にあるかということについても様々でございます。その様々な要素、要件につきまして、どのように捉えていくか、また、それを軽減・免除の要件にしていくかということとは、まさに私ども実務側といたしましては、非常に頭を悩ますことになろうと考えてございます。

冒頭、税でございますので、例えば公益性がある、一方で公平性があるという観点の中からそれを制度設計していくことになるのではないかと考えてございますが、その点については、本日頂戴をした御意見を踏まえて、検討を進めていきたいと考えてございます。

今回、まさに政策税制ということで御議論いただいたということでございます。先ほどお言葉を頂戴いたしましたように、全国でも珍しいといえますか、先例をつけるような形の税制度になっていくのではないかと考えておる次第でございます。今回、私どもにつきましても、御承知のとおり理由を2つということでおまとめをいただき、それに基づいてどう負担していただくのか、どういった理由なのかということを整理していくことになろうかと思っております。

とはいいましても、理由が多くなればなるほど説明が難しく、理解していただきにくくなっていくというのが、世の常でございます。そのような中でしっかりと皆様方に御説明を申し上げていきたいと思っております。

最後に、社会情勢の変化等について、例えば、二地域居住や関係人口のお話を頂戴したところでございます。このような社会情勢の変化というものについては、今回の答申案でもおまとめいただきましたように、その効果や税収の状況、また社会情勢の変化につきましてはしっかりと検証し、必要と認める場合は適宜制度の見直しを考えてもらいたいという御指摘を頂戴しているところでございます。

同様の規定につきましても、宿泊税におきましても規定をさせていただきました。今回の法定外税につきましても、制度設計において、そのような検証をする仕組みということについても、その必要性についてしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

本当に多くの意見を頂戴した中で、一つ一つ丁寧に御説明を申し上げなければなりません、大変雑駁ではございますが、今の事務局の思いでございます。以上でございます。

## ○委員長

ありがとうございます。今、少し御説明をいただいたように、基本的に今この作業というのは、次の4月の市長への答申に向け、整理をして進めるという

ことで、事務局にも今一段の準備をお願いしたいと考えている次第です。

そういった意味で、本当に今ずっとお話を委員の先生方、あるいは事務局から頂戴しましたように、やはり関係者それぞれの思いやそれぞれの工夫や努力ということで、あまり自画自賛というものはいいものではないと思いますが、それなりの考えが整理されたということで、本当に改めて委員の先生方、あるいは事務局を含めて御礼を申し上げたいと思います。

それでは、本日の会議はこれで終了ということで、最後に進行を事務局にお返しをしたいと思います。よろしく申し上げます。

## ○事務局

委員長、誠にありがとうございました。委員の皆様方におかれましても、活発な御議論をいただき本当にありがとうございました。本日御議論をいただきました内容をもとに、答申の提出に向けた準備を事務局で進めてまいります。

先ほど御案内がございましたように、検討委員会からの答申の提出につきましては、4月頃を予定しています。日時が決まりましたら皆様方に改めて御案内を申し上げます。引き続き御指導願いますように、よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、昨年8月から5回にわたりまして本市税財源のあり方について活発な御議論をいただきましたことを、改めて御礼を申し上げます。

特別委員の皆様方におかれましては、答申の提出をもって任期終了となりますが、専門的な見地から様々な御意見を賜り誠に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

最後になりましたが、鈴木副市長から委員の皆様方に一言御挨拶をさせていただきます。

## ○鈴木副市長

委員の皆様方、全5回非常に活発な御議論をいただきまして本当にありがとうございました。それぞれ本当に多様なバックグラウンドをお持ちの中で、ここで私は聞かせていただいておりますが、非常にバランスのよい御議論をいただいたかなと思っております。

また、本日何名かの委員の方からも出ましたけれども、税の負担をいただくための議論ということでありますので、心理的にも非常に重い負担をおかけしたかなと思っております。そういった中でも非常に果敢に御発言をいただきまして、また委員長の御指導のもとで非常にクリアな御議論をいただけたかと思っております。これは、やはりここに御参加いただいている委員の皆様方それぞれの視点で何とかこのまちをいい形で次の世代にという、そういう思いがこういう議論につながったのだろうということで、改めて感謝を申し上げます。

また、本日本当にいろいろな方から、ほぼ全ての委員の方からおっしゃっていただきました制度設計に当たっては、やはり我々極めて慎重にしていきたいと思います。色々御意見がございました。やはり政策体系として単独

ではなくて考えるべきであろうということは、ほぼ委員の皆様、共通しておっしゃっていただいていることだと思います。パブリックコメント、本当にいろいろな具体的な話、困りごと、心配事を含めていただいておりますので、こういったことも併せて制度設計に関しては政策体系ということ強く意識して、また、それぞれの困りごと、心配事もできるだけ目を配るように配慮してしっかり当たってまいりたいと考えてございます。

本当に今年度、非常にタイトな日程をお願いしてまいりましたけれども、すばらしい御議論をいただきました。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

#### **○事務局**

それでは、これをもちまして、第5回持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。